

「松林荘」入所指針

平成 29 年 7 月 1 日
社会福祉法人 福寿会
特別養護老人ホーム 松林荘

1. 入所対象者

松林荘への入所し、長期の施設サービスを希望される方で、介護保険の要介護認定が「要介護 3～5」の方です。

(特例入所)

要介護 1、2 の方でも入所できる「特例入所制度」もございます。下記の 4 項目のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、認知症高齢者の日常生活自立度が原則としてⅢ以上であること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2. 入所の必要性の高さを判断する基準

入所申込書の優先入所検討項目の内容を、香川県指定介護老人福祉施設優先入所指針の優先入所申込者評価基準(別紙 2)に沿って点数化して入所の必要性を判断する。また、特別養護老人ホーム松林荘優先入所業務実施要項 7 の③も勘案する。

3. 入所を決定する際の手続き

- (1) 施設に優先入所検討委員会を設置し、入所の決定はその合議により行う。
- (2) 優先入所検討委員会のメンバーは、施設長、施設長補佐、生活相談員、介護主任(副主任)、看護職員、介護支援専門員からなる委員 6 人以上で組織する。
- (3) 優先入所検討委員会開催時は、その都度協議の内容を記録し、これを 5 年間保存する。市町村又は都道府県から求めがあった時は、この記録を提出する。

4. 入所指針の公表

この指針は、自法人 HP への掲載及び施設内へ掲示し公表するとともに、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。